令和4年5月9日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 5 月 9 日 (月) 13 時 53 分 ~ 14 時 28 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件 議案第 8号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出
 - 2) 非農地通知について
 - 3)業務報告·予定
 - 4) その他

出席委員 16名

1番 宇川 傳治 13番 宮 西 勝 昇 4番 坂 田 信 一 14番 加賀谷 良雄 日 5番 光 善 治 15番 髙 田 太 衛 6番 三 輪 和 雄 16番 砖 善秋 9番 西尾和三郎 17番 木 村 鉄 雄 10番 多 田博次 18番 沼 田 吉 雄 11番 石 丸 正 明 19 番 渋 谷 忠 司 12番 谷 口 修 20 番 唐 島 隆 夫

 欠席委員
 2番田悟敏子
 7番吉江秀一

 3番中村重樹
 8番前田真一郎

令和4年5月9日農業委員会総会議事録

	9 口辰耒安貝云総云磯争郷
発言者	発 言 事 項
会長	皆さん、ご苦労さまです。時間前ですが出席委員の方がそろってお
	りますのでただいまから始めたいと思います。ゴールデンウイーク中、
	農家の皆さんにとっては大変忙しい田植えの真っ最中だと思います
	が、ただ今から5月の総会をはじめます。出席の方ありがとうござい
	ます。おかげさまで天候にも恵まれ、農作業、田植えの方もはかどって
	いるのかなと思っておるわけでございます。
会長	それでは、ただいまから小矢部市農業委員会 5 月総会を開催いたし
	ます。ただいまの出席委員は、16名で定足数に達しておりますので、
	総会は成立しております。
	欠席委員は、田悟委員さん、中村委員さん、吉江委員さん、前田委員
	さんとなっております。
	本日の議事録署名委員を指名いたします。次第では吉江委員さんと
	前田委員さんになっておりますが、お二人とも欠席ですので、9番の西
	尾委員さん、10番の多田委員さんにお願いいたします。
	それでは、本日の付議議案を申し上げます。
	○議案第5号
	「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件
	○議案第6号
	「農地法第4条の規定による許可申請について」計1件
	○議案第7号
	「農地法第5条の規定による許可申請について」計3件
	○議案第8号
	「農用地利用集積計画の制定について」
	以上、4件の付議議案となっています。
	る工、4年の内職職業となっています。 それでは、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請につい
	て」事務局より説明していただきます。
事34日	議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明
事務局	します。議案書1ページをご覧下さい。
	受付番号1番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。
	対象の農地は2筆で合計面積は2,093㎡となっております。譲渡人が〇
	○さん、譲受人が○○さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。
	ーンを c 見ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています
	が、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしている

	ものであります。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは報告させていただきます。 譲渡人は○○の○○さん、譲受人は同じく○○の○○さんです。譲受人の○○さんにお話を伺いしてきました。○○さんは仕事の関係上ほとんど○○の方でお住まいされており、両親もお亡くなりになり、ほとんど来ていないとのことで、もともとこの申請場所の田 2 筆は地元の○○で現在耕作しておられるところで、この度、圃場管理ができないとのことで、○○さんにお願いしたとのことでこの申請が出ております。地元の自治会の同意書も提出されていますので問題ないかと思います。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第5号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第5号については「承認」といたします。 続いて、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第6号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧下さい。受付番号2番は、申請者が○○さんです。面積が53㎡で農業用物置敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図については、3ページから7ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	本件は昨年、○○さんの名前で一度皆さんにご審議いただいて許可を得ている物件です。○○さんが去年7月に亡くなられたということで、再度○○さんの名前で出しなおされた物件であります。あの時と

	一緒の条件で、再度出しておられるということで、地元の区長さんに も確認しまして、問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	ないようですので、「異議なし」として議案第6号については「承 認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第6号については「承認」といたします。 続いて、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページから4ページをご覧下さい。 受付番号9番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が○○さん外1名、賃借人が○○です。4筆の合計面積が11,342㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、8ページから12ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは報告をいたします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、〇〇さんの2名です。譲受人は〇〇の〇〇です。最終目的は砂利採取の転用ということで、代表の〇〇さんに話を伺ってきました。元々この申請地は〇〇で耕作を行っているところです。かねてより砂利が多く水持ちが悪いということで、土壌改善をかねて今回〇〇さんで砂利採取をするということで、伺っております。地元自治会並びに土地改良区、近隣住民の同意書も提出されておりますので、問題ないかと思います。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	受付番号9番について、質問が無いようですので、次に、受付番号10

r	
	番について事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号10番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が○○さん外2名、賃借人が○○です。5筆の合計面積が14,593㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから16ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
○○委員	それでは、〇〇地区担当の私より、受付番号10番について、調査報告をいたします。 譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、相続の関係で奥さんの〇さんになっています。それと〇〇さんという3名の方で、計5筆あります。この話を営農組合の〇〇がやっているので、聞いてきましたら、上の方でたくさん砂利採取をやっておりますが、やったと同時に田甫を2枚ほどにしてしまいたいということで、地権者と話し合いの上、砂利採取するものです。 特に問題はないですが、使用者の方には近所の道路の関係もありますから、場所をとらないようにうまくやってくれということでお願いしてきました。そういうことでなにとぞよろしくお願いします。
会長	ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号10番について、質問が無いようですので、次に、受付番号11番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号11番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。面積が72㎡で住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから20ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号11番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは報告いたします。今回の譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんです。 申請地は図面を見てもらえばわかりますけども、住宅と隣接の宅地と建物一帯ということで、今回、畑を今まで○○さんがされていましたが、高齢のためできないということで、住宅と畑を一緒に売却したいということで、申請となっています。 譲受人の○○さんは、購入後は畑のところに物置をおきたいとのこ

<u> </u>	
	とで、畑ですので、畑の上に砂利をひいて物置として利用したいとのことです。 雨水に関しては、畑同様浸水ということでまわりは住宅地なので影響ないかなと思います。申請地の〇〇の自治会長の同意書も提出されておりますので、審議のほうよろしくお願いします。
会長	ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
会長	ないいようですので、「異議なし」として議案第7号については「 承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第7号については「承認」といたします。 続いて、議案第8号の「農用地利用集積計画の制定について」事務 局より説明していただきます。
事務局	議案第8号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 5ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が6件で、合計面積が32,726㎡でありすべて新規となっております。「6年以上10年未満」の利用権設定はありません。「3年以上6年未満」の利用権設定が18件で、合計面積が79,018㎡であり、すべて更新となっております。 「1年以上3年未満」の利用権設定が1件で、面積が3,024㎡であり新規となっております。 申請の内容は7ページから13ページに記載のとおりです。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第8号については「承 認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第8号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項は、今回ありません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。

事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 14ページ 2)非農地通知について 16ページ 3)業務報告・予定 25ページ 4)その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件についてでありますが、ご質問等ございませんか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 閉会後にご相談したいことなどがありますが、いったんこれにて総会 を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さまごくろうさまです。農繁期の大変忙しい中出席いただいてありがとうございます。まだまだ少し続くと思いますが、再々言っておりますけど、事故のないように健康に留意されてください。以上をもちまして5月の総会を終了したいと思います。
	一5月総会終了一

上記の通り、総会の議事録を確認する。 なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年5月9日

会長 宇川傳路

議事録署名委員 9番 西 尾 和三郎

10番 多田博及